

八洲学園大学 障害学生支援に関するガイドライン

1. 障害学生支援に関する基本方針

本学は、建学の精神に基づき、障害の有無に関わらずすべての人が高等教育の機会を得られるよう、eラーニングによる学びの場を提供し、全学生が安心して学べるよう環境整備や支援に努めます。

2. 定義

本ガイドラインでいう障害のある学生とは、本学に在籍する全学生（科目等履修生、特修生を含む）で、心身の機能に障害があり、自身の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

3. 支援の対象

支援の対象は、原則として、障害のある学生のうち、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料を提出した人としします。

4. 不当な差別的取扱いの禁止

本学では、教育・研究その他本学が行う活動全般について、障害を理由として、機会の提供を拒否・制限するなど障害のない学生に対しては付さない条件を付すことは、障害のある学生の権利侵害となることを認識し、正当な理由なく障害のある学生の権利利益を侵害しないように努めます。なお、障害のある学生の事実上の平等を促進・達成するため必要な措置は、不当な差別的取扱いとはみなしません。

5. 合理的配慮の提供

本学は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することがないように、障害のある学生のニーズに応じて、合理的配慮の提供に努めます。

過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断します。また、過重な負担に当たると判断された場合には、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めます。

- ア 教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度
- イ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）
- ウ 費用の程度
- エ 事業規模
- オ 財政・財務状況

6. 支援の範囲

支援の範囲は、入学試験、修学、及び就・転職活動に関する事項としします。

7. 支援体制・相談窓口

合理的配慮の提供等に関する相談窓口は下記としします。なお、履修科目の担当教員等への障害についての情報共有は、ご本人と相談の上で決定いたします。

(1) 障害のある学生本人または家族からの相談窓口

入学支援相談センター・学生支援センター

受付時間：平日9:00～18:00 土日祝9:00～17:00

相談方法：「SOBAマナベル」質問機能、電話、メール、窓口

電 話：045-410-0515（月水金9:00～18:00 土祝9:00～17:00）

メール：u-info@yashima.ac.jp

窓 口：〒220-0021 神奈川県横浜市西区桜木町7-42 八洲学園大学2階（要事前予約）

(2) 不当な扱いを受けたと感じた場合の相談窓口

八洲学園大学総務課ハラスメント相談係

（参考）八洲学園大学ハラスメント防止ガイドライン

<https://www.yashima.ac.jp/univ/entrance/harass.php>

（令和3年6月22日策定）

（令和3年1月25日更新）

（令和4年5月24日更新）

（令和4年11月23日更新）

（令和8年8月17日更新）